

令和8年度 第2回船橋市環境審議会における 各議題の資料に関する御質問等に対する回答

議題2 第2次生物多様性ふなばし戦略の構成について

質問等 ①

【斎藤委員】

第1章における旧「生物多様性ふなばし戦略とは」→新「戦略の基本的な事項」と分かり易いタイトルと成っていて良いと思いますが、旧（3）「生物多様性に危機をもたらす4つの要因」は序章に移行と成っていますが、具体的な現状と思われるため第2章「船橋市の生物多様性の現状と課題」に入れる項目と思われます。

回答

旧（3）「生物多様性に危機をもたらす4つの要因」は、本市の具体的な自然環境調査結果や課題等を整理したものではなく、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられている一般的な「4つの危機」の概念を説明した内容となっております。そのため、本市の個別の現状と課題を扱う第2章ではなく、戦略全体の前提となる基礎的な考え方を説明する「序章：生物多様性とは」へ整理・移行する方針としております。

なお、第2章においても、「生物多様性に危機をもたらす4つの要因」を踏まえた船橋市の生物多様性の課題を整理しております。

議題3 船橋市の生物多様性の現状と課題について

質問等 ②

【三橋委員】

地下水の使用量の変化や実態について、行政の調査として把握するという視点が、現状では少し抜け落ちているのではないかと感じております。こうした地下水の汲み上げも、かなり影響を与えているのではないかと思います。

回答

本市における地下水の採取につきましては、地盤沈下の防止等を目的として、全市域を対象に揚水量等に関する規制を実施しております（なお、揚水量の少ない家庭用井戸等は規制の対象外となっております）。地下水の利用や変動が生物多様性に与える具体的な影響につきましては、現時点では詳細な知見等の把握には至っておりませんが、地盤変動や水環境の変化が生じた場合には生物の生息・生育環境にも影響を及ぼし得るものと認識しております。

いただいた御意見を踏まえ、環境保全課等と情報共有を図るとともに、地下水と生物多様性との関連性や今後のモニタリングのあり方等について、必要に応じて検討を進めてまいります。

質問等 ③

【斎藤委員】

第2章

3, 生態系サービスから整理した現状と課題について

「(2) 船橋市における生態系サービス」における ①供給サービスの「水産物の供給」の課題について、「・・・水質改善など環境保全の取り組み・・・」を、現実味のある「自然の力であるコアマモの増殖による回復が求められています。また、三番瀬干潟でアサリやマテガイなど市民による乱獲を厳しく取り締まる必要性があります。」を提案します。

また、③文化的サービスの「環境教育・自然体験の場」における「ふなばし三番瀬環境学習館」について、アンデルセン公園の様に「野鳥観察会など市民団体との協働で行う」を提案します。

4, 地域別の現状と課題について

「(1) 5つの地域区分とその特徴」における「三番瀬エリア」について、「・・・重要な漁場です。」の後に、「生物の生息環境をまもるためラムサール条約登録が急がれます。」この意見は多いため追加願います。

また、「(2) 5地域別の現状と課題」について、三番瀬干潟でアサリやマテガイなど注意看板が有るものの守られていないことから、「乱獲の監視強化が望まれる」を追加願います。

回答

御提案いただいた内容は、具体的な施策に関する記述が含まれており、第2章につきましては、本市の自然環境や調査結果からみた「現状と課題」の内容を整理している章であることから、そのまま反映・追加することは位置付け上、難しいと考えております。一方で、「行動計画」に掲載する個別施策の検討におきましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。

○ラムサール条約登録の推進について

戦略本文の「第4章 施策の体系」「(2) 地域別の取組み」において明記するとともに、行動計画における基本的な施策「①-1 重要な生態系の維持・回復・創出」の個別施策として記載する予定です。

○乱獲防止および利用ルールの周知について

行動計画における個別施策として、「密漁に関する啓発・監視の強化」や「三番瀬海浜公園における利用ルールと生物多様性に関する周知啓発」を記載する方向で検討してまいります。

○環境学習館における市民団体との協働について

環境学習館の指定管理者との事前調整・協議が必要となる取組であるため、現時点において戦略や行動計画へ具体的な事業内容として明記することは困難ですが、今後の事業推進や管理運営の議論の中で参考とさせていただきます。

議題4 第2次生物多様性ふなばし戦略における施策の方向性及び基本方針(案)について

質問等 ④

【斎藤委員】

1. 生物多様性の現状と課題を踏まえた基本方針

「(1) ネイチャーポジティブの推進」について、「自然環境の回復」と明記されている事より、「①保全」を「保全と再生」のタイトルに変更願う。

「(5) 浅海域の保全」について、「・・・水質改善など環境保全の・・・」を「・・・水質改善や藻場の再生の取り組みが必要。」に変更願う。

2. 施策の体系

「基本的な施策」について、①-1「ラムサール条約登録推進」と①-4「絶滅危惧種の保護」を追加願います。

3. 市民及び事業者に期待する取組

「【市民団体（環境団体を含む）】に期待する役割」について、「国や千葉県、・・・」の前に、現在進めている「ラムサール条約登録」する事により、国や千葉県、・・・に変更願う。

4. リーディングプロジェクト

参考：現行戦略におけるリーディングプロジェクト「船橋の自然の情報を集めよう！見える化しよう！」プロジェクトについて、「・・・活用できるよう、市民、事業者、・・・」に市民団体を追加してください。

回答

1. 生物多様性の現状と課題を踏まえた基本方針

ネイチャーポジティブの考え方をより明確に示すため、「①保全」から「①保全・回復」へ修正いたします。また、基本方針①の名称につきましても「健全な生態系や生物多様性の保全と回復」へ修正いたします。

なお、藻場の再生につきましては、海岸管理者や環境学習館の指定管理者等の関係主体との事前の調整・協議が必要となる取組でございます。そのため、現時点で具体的な施策として明記することは困難でございますが、今後の管理運営や事業推進の検討にあたっての貴重な御意見として参考にさせていただきます。

2. 施策の体系

「ラムサール条約登録の推進」につきましては、行動計画における基本的な施策「①-1 重要な生態系の維持・回復・創出」の個別施策として記載する予定です。

また、「絶滅危惧種の保護」につきましては、特定の種の保護を目的とするのではなく、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組全体を通じて、結果として絶滅危惧種の保護につなげていくという考え方に基づいて取組を進めたいと考えております。そのため、基本

的な施策「①-1 重要な生態系の維持・回復・創出」等の取組内容に含めて推進してまいります。

3. 市民及び事業者に期待する取組

広域的な連携が必要となる取組は、三番瀬やラムサール条約に関連するもののみならず、多岐にわたるため、特定のテーマのみに限定する表現とすることは難しく、より包括的に様々な環境保全活動・連携活動を網羅できる記述とさせていただきたいと考えております。

4. リーディングプロジェクト

次期戦略におけるリーディングプロジェクト「2-2 ふなばし自然環境モニタリングプロジェクト」におきましては、多様な主体の参画・協働を推進する観点から、実施主体・協力主体として「市民団体」についても明記しております。

議題5 短期目標及び地域別の将来像について

質問等 ⑤

【宮津委員】

「宅地開発などによる生息・生育環境の損失が抑制される」と書いてありますが、これを一体どのようにして抑制するのでしょうか。宅地開発を止めるということは、経済活動を止めるということにもつながりかねませんが、果たしてそのような制限をかけることができるのでしょうか。もちろん、環境を守るためにはそうした取組を行う必要もあるとは思いますが、このあたりが唐突に将来像として示されているため、具体的にどうやって守っていくのかという点が非常に気になります。

回答

宅地開発等による生息・生育環境の損失の抑制については、事業者の自主的な配慮を促すための指針や市街化調整区域の土地利用方針の検討を考えているところでございます。

前者につきましては、ネイチャーポジティブの達成の貢献等を踏まえ、生物多様性の保全に関して取り組む事業者が活用できる「生物多様性への配慮指針（チェックリスト）」の作成を検討してまいります。

また、後者につきましては、自然環境保全のみを目的としたものではございませんが、「農業の振興」「産業の誘導」「自然環境の保全」など、地域の特性に応じた土地利用の方向性について検討してまいります。

質問等 ⑥

【斎藤委員】

4, 基本方針（3つの柱）と目標

基本方針①健全な生態系や生物多様性の保全の目標について、「・・・河川、緑地をつなげる・・・」に浅海域を入れ、「・・・河川、緑地、浅海域をつなげる・・・」に訂正。

また、「・・・ネットワークの形成が図られ、・・・」この後に、「ラムサール条約登録により、より強固にネイチャーポジティブが実現しています。」を追加願います。

回答

本市における生物多様性の保全や生態系ネットワークの形成において、浅海域は重要な構成要素であると認識しております。御提案の趣旨を踏まえ、陸域や水域とともに浅海域の繋がりや保全の視点を位置づけられるよう、表現の見直しを検討いたします。

また、目標につきましては、特定の制度や個別の施策名称に限定せず、本市が10年間で目指すべき全体的な将来像・達成状態を包括的に示す表現とさせていただきたいと考えております。

その他 第2次生物多様性ふなばし戦略策定に関するその他の御意見等について

質問等 ⑦

【斎藤委員】

船橋市でもラムサール条約登録を推進していますが、環境審議会でもラムサール条約登録の実現に向けて活動しましょう。

回答

環境審議会は、本市における環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行う組織として設置されております。そのため、特定の事業や手続を直接実施・推進する実行組織ではございません。

一方で、三番瀬をはじめとする貴重な湿地環境や生物多様性の保全・創出は、本市の環境行政において極めて重要な課題であると認識しております。審議会におきましては、今後の施策の方向性や基本計画等の見直しの中で、必要な議論や専門的な観点からの御助言を引き続きいただきたいと考えております。